

信して、それをみんなびっくりするんで、一斉に広がるということだと思んですけども、そういういったところを我々も意識しながら、正確な情報をきちんと伝えていくということを行っていきたいと思っています。

国際交流のはまた別ですか。この件でいいんですか。国内外海外都市交流のこれの3点目の部分ではないんですか、今は。

ごめんなさい、失礼します。

○浅野敏明委員長 9番、鈴木富美子委員。

○9番 鈴木富美子委員 先ほど戦略監にお聞きしたので、その点について、もし市長のお考えあれば、教えていただければと思います。お願いします。

○浅野敏明委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 大変失礼しました。

委員もご承知のとおり、今回で2回目でありましたけれども、姉妹都市のバートゼッキンゲン市から働きかけがあって、2年前にドイツのバートゼッキンゲン市と、あと、フランスですね、ゼッキンゲンの姉妹都市を中心に、5か国の若者が集まって、2週間ぐらいのいろんな交流事業、合宿みたいなのをして、そこに長井からも十数人の中高生と、あと、教師も一緒に同行したわけですけども、今年8月に、また2年ぶりにございまして、今回はゼッキンゲンとイタリアで、来年からは、2年に1回とかではなくて、できるだけ年に1回しようというような呼びかけもあります。もしかしたら、長井でやってくれみたいなことを言われていますので、果たして私どもでそれを受けられるかどうかなんですけど、そんなことで、まずは、若い人たちの海外といいますか、外国の方の交流事業をずっと続けていきたいと思っています。

また、これは長井高校の東京鷹桜同窓会のほうで、少しご寄附をいただいたものがあるので、そのお金を原資として、長井高校の生徒の皆さんが海外で、例えばホームステイとか、そうい

ったことをできるような制度を市としても協力してくれないかということも言われておりまして、私どもとしては、まずは、長井市内の中学生、高校生が、これは全員というわけにはいかないんですが、希望者がそういうふうに行けるような、そういう取組を制度としてつくって、今後はいろんな形で、海外の人たちと、その国の文化とか、歴史とか、そういったことを語り合えたり、お互い理解できるきっかけとなるような、そんな事業をぜひ進めていきたいと思っていますし、国際ユースキャンプ派遣事業ということで今回行ったところですけども、これは、中国の双鴨山市と、それから、タンザニアのドドマ市、これは姉妹都市、友好都市なわけですから、ちょっと遠い近いはありますが、そういったことの課題はあるとしても、特に若い人たちからの要望なんですね。少年会議なんかで、2回行ったわけですけども、高校生、特に高校生の皆さんから海外の人たちと、特に若者同士で、交流する、そういうきっかけをぜひつくってほしいということでありますので、私どもとしては、広報宣伝活動と併せて、そういった国内外の都市交流事業を進めながら、より情報をうまく正確に伝えると同時に、その情報を通して、友達になったり、あるいは実際に会って、お互いに相互理解できるような、よき、将来は、日本のパートナーとなる国々の人たちと仲よくできるように、その基礎づくりを進めていきたいと思っています。

○浅野敏明委員長 9番、鈴木富美子委員。

○9番 鈴木富美子委員 若い人の希望をぜひかなえてあげたいと思いますが、貴重な財源ですので、その辺、慎重に検討しながら行っていただきたいと思っています。

私からは以上です。

鈴木 裕委員の総括質疑

○浅野敏明委員長 次に、順位2番、議席番号4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 清和長井の鈴木 裕です。時間も押し迫っておりますが、素早く進めたいと思います。

令和6年度の歳入歳出決算書を基に、歳入の入湯税、1項目について質問いたしますので、簡潔明瞭にご答弁いただきますようお願いいたします。

なお、入湯税については、3月の定例会において、予算の歳入においても、細部審査で質問したのですが、そのときは、入湯税の中で、宿泊に係る人数が自分の思っていたより非常に少なかったものですから、質問させていただいたという経過でございます。

今回は、ページ42、歳入、市税、5、入湯税、今年度決算220万4,000円でありますけれど、この入湯税に関しての質問をいたします。

入湯税は、入湯施設の利用と市町村の行政サービスとの関連に着目し、鉱泉浴場所在の市町村が課する目的税です。本市では、長井市市税条例の中に第3章、目的税として、第120条から第128条に規定されています。

総務省によれば、この目的税である入湯税の用途は、1番目、環境衛生施設の整備、2つ目、鉱泉源の保護管理施設の整備、3つ目、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、4つ目、観光の振興、観光施設の整備に要する費用に充てることとされています。

そこで、質問なんですけど、まず1つ目の質問なんですけど、今年度決算は220万4,000円です。本市の入湯税は、宿泊の場合150円、日帰りの場合50円となっています。宿泊と日帰りの内訳を税務課長に伺います。

○浅野敏明委員長 鈴木幸浩税務課長。

○鈴木幸浩税務課長 入湯税は、鉱泉浴場におけ

る入湯に対して、入湯客に課税するもので、鉱泉浴場の経営者が特別徴収義務者となり、納税義務者である入湯客から入湯税を徴取し、その税金を申告の上、納入いただいております。長井市には2か所の鉱泉浴場があり、株式会社長井観光と株式会社長井あやめ温泉ニュー桜湯が特別徴収義務者となっております。それぞれの特別徴収義務者から申告、納入がありました令和6年度の入湯税は、宿泊が1,038人分で15万5,700円、日帰りが4万978人分で204万8,900円、合計で220万4,600円となっております。

○浅野敏明委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 ありがとうございます。

長井観光と桜湯さんと、日帰り客が結構な数になっているようです。年間4万人を超えているということです。

2番目の質問、令和6年度を含め、過去5年間の入湯税は幾らか、その決算の推移について税務課長に伺います。5年間の推移です。よろしく願います。

○浅野敏明委員長 鈴木幸浩税務課長。

○鈴木幸浩税務課長 各年度の入湯税の申告納入額でございますが、令和2年度は163万2,800円、令和3年度は217万1,950円、令和4年度は243万6,600円、令和5年度は241万2,200円、令和6年度は220万4,600円となっております。また、今年度の状況でございますが、7月末時点の状況でございますけども、67万3,550円、前年度同月比で85.5%となっております。

○浅野敏明委員長 ここで、暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時51分 休憩

午後1時00分 再開

○浅野敏明委員長 休憩前に復し、会議を再開い

たします。

決算総括質疑を続行いたします。

鈴木 裕委員の質問を続行いたします。

4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 どこで終わったか、よく覚えてないのですが、たしか2番目の答弁をいただいたと記憶しております。

その5年間の決算の推移ですが、令和2年については163万円と、非常に入湯税少なかったんですが、令和3年から6年にかけては200万円以上の入湯税の収入があるということで、大体20万円前後で今後とも推移するのかなと思ったところであります。

続いて、3番目の質問です。入湯税は、さきに申し上げたように、4つの使途が定められているわけです。本市では、その4つの使途目的に沿って、当然使用されていると思うわけなんですけど、過去5年間、その使途目的ごとの比率について、財政課長に伺います。比率ですので、金額とかではなくて、比率でお願いしたいと思います。

○浅野敏明委員長 佐藤 久財政課長。

○佐藤 久財政課長 入湯税につきましては、鈴木 裕委員おっしゃるように、目的税でありまして、その使途については、地方税法第701条の規定で、委員おっしゃるように、大きく4つの項目で使いなさいと定められております。本市における令和2年度から6年度までの使途目的別の比率でございますが、一つは、鉱泉源の保護管理施設の整備に17%、もう一つが、観光の振興事業に83%、以上の2つの使途ということで、5年間経過しているところでございます。

○浅野敏明委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 最初、鉱泉源って言いましてか。

○浅野敏明委員長 佐藤 久財政課長。

○佐藤 久財政課長 鉱泉源の保護管理施設の整

備に17%でございます。

○浅野敏明委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 分かりました。

それでは、4つ目の令和6年度の決算220万4,000円なんですが、具体的にこの220万4,000円は、どの事業に使われたのかを財政課長に伺います。

○浅野敏明委員長 佐藤 久財政課長。

○佐藤 久財政課長 220万4,000円の使い道でございますが、2つでございます。一つが鉱泉源の保護管理施設の整備に85%、187万5,000円、残り15%、こちらについては、観光の振興事業に充てさせていただいたところでございます。

○浅野敏明委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 最初の鉱泉源のところの具体的なものは何でしょうか、どういう整備でしょうか。

○浅野敏明委員長 佐藤 久財政課長。

○佐藤 久財政課長 こちら、鉱泉源の保護管理施設の整備につきましては、市内の温泉源の保全事業という、ポンプの更新ということで、市内の施設のポンプの更新を行ったものでございます。

○浅野敏明委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 今、令和6年度の決算においての入湯税の使途についてお伺いしたんですが、鉱泉源のポンプというのは、具体的には何を指しているのか、お伺いします。

○浅野敏明委員長 佐藤 久財政課長。

○佐藤 久財政課長 鉱泉源のポンプというのは、温泉を地下からくみ上げるポンプを指しております。

○浅野敏明委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 本市の場合、温泉街といったまちになっておりませんで、温泉施設は2か所なわけですね、はぎ苑さんと桜湯さんと。どちらのポンプになるんですか。温泉源は違うと思うんですが。

○浅野敏明委員長 佐藤 久財政課長。

○佐藤 久財政課長 こちらは、あやめ温泉のニュー桜湯のポンプとなっております。

○浅野敏明委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 令和6年度の決算220万4,000円の中には、温泉源の保護管理施設の整備として、桜湯さんのポンプの整備に使われたということによろしいですね。もう一回、財政課長に確認します。

○浅野敏明委員長 佐藤 久財政課長。

○佐藤 久財政課長 そのとおりでございます。

○浅野敏明委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 了解しました。

それでは、最後の質問です。入湯税の用途なんですが、いつどのようにして決めているのかをお伺いします。目的税なので、収入で入ってしまうと、ややもすると、一般財源になってしまいそんな感じもするわけですが、あくまでも目的税なわけですから、毎年度当初予算を組む際に、今年はこの整備に使おうとか、そういったものが各課連携の下に、220万円と予算化するのであれば、それをあらかじめ振り分ける必要があると思うんですが、どのようにして決めているのかを財政課長に伺います。

○浅野敏明委員長 佐藤 久財政課長。

○佐藤 久財政課長 入湯税の用途につきましては、当初予算編成時、各課からの予算要求があります。その予算要求の出てきた事業内容を確認して、対象となる事業を抽出いたします。さらに、その中から、地方税法第701条に則しまして、充当先、用途、使い道を財政課のほうで一旦定めているという状況でございます。

○浅野敏明委員長 4番、鈴木 裕委員。

○4番 鈴木 裕委員 分かりました。

この税金は、220万円ぐらいの市の収入予算になるわけですが、温泉を守るといいますか、観光振興のためにも役立ちますし、貴重な財源ですので、資金用途については、きちんと

前もって年次計画でやっていただくべきではないかなと思います。それで、今安心したのですが、財政課長からは、予算編成時に各課の要求を基に調整して、予算化するというお話を伺いましたので、ぜひそのとおり今後とも進めていただきたい。

あと、全体的には、全体的といいますか、あと、温泉施設の方からも、いろんな要望とかが、掘り下げればあるかもしれませんので、鉱泉、源泉となるところの整備で、例えばこのところ、ちょっと壊れているとか、調子悪いとか、そういう話を積極的に市のほうで何かないかと、具合悪いところないかと伺いながら、整備していくのも一つの手法かなと思います。

いずれにしても、この税金は本市でただ一つの目的税でありますので、ぜひ有効に活用していただければと思います。

以上で質問を終わります。

今泉春江委員の総括質疑

○浅野敏明委員長 次に、順位3番、議席番号15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 日本共産党の今泉春江でございます。

決算に伴い質問をいたします。

最初の質問です。本市の市税と国民健康保険税収納率について質問いたします。

市税は重要な自主財源で、令和6年度決算では自主財源の約半分の30億3,885万3,899円を占めております。税務概要によりますと、市税収納率は現年度課税分は99.79%、13市で連続8年のトップとなりました。現年度課税分と滞納繰越分を合わせたものは93.39%、こちらは13年連続トップとなりました。また、国民健康保険税収納率は、現年度分課税分は97.70%、13